

公の施設の指定管理者の指定の件（豊平館）

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称  
札幌市豊平館
- 2 公の施設の位置  
札幌市中央区中島公園
- 3 指定管理者  
札幌市厚別区厚別町小野幌50番地1  
一般財団法人北海道歴史文化財団  
代表理事 酒元 辰也
- 4 指定期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（理由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、豊平館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。